

# 高知くらしの護身術

291

## エステの解約

### 契約前に内容確認を

(2013年7月16日掲載原稿)

エステティックサービス(以下、エステ)は、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当し、消費者保護のための規制が設けられています(ただし、対象は契約金額が5万円、期間が1カ月を超えるもの)。

エステは実際に施術を受けてみないと、自分に合うかどうかわかりません。しかも長期間のコースが設定されていることが多く、高額になりがちです。「友人からエステのお試しコースに誘われて行ってみると、お試しだけのつもりが思わぬ高額な契約をしてしまった」という事例があります。このような場合、どんな対処ができるでしょうか。

#### ① クーリングオフ

契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約を解除できます。エステを受けていても、その代金を支払う必要はありませんし、支払ったお金は返金してもらえます。効果があると勧められて一緒に購入した、化粧品、美顔器、補正下着などがあれば、関連商品として一緒にクーリングオフできます。(ただし、化粧品などの「消耗品」として指定されている商品を開封した場合は、その代金を支払う)。

#### ② 中途解約

クーリングオフ期間を過ぎた後でも、契約期間内であれば、理由を問わず中途解約できます(関連商品を含む)。この場合、受けたエステの料金、開封・使用した商品の料金、解約料(上限2万円)を負担することになります。

#### ③ 契約の取消

契約に関わる重要な事柄について、事実と異なる説明を受けて契約した場合、または聞いていたら契約しなかったであろう重要なことを告げられずに契約した場合、契約を取消することができます。

以上のような解決方法がありますが、トラブルを未然に防ぐためには契約前の確認が大事です。説明された内容がきちんと書面に記載されているか、支払額に無理はないかなど、よく検討し契約は慎重に行いましょう。